

地方自治法等の一部を改正する法律等の公布及び施行について（抄）

（総行第38号総行市第54号平成14. 3. 30、各都道府県知事あて総務事務次官通知）

地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号。以下「改正法」という。)、地方自治法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成14年政令第94号)、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成14年政令第95号)及び地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成14年総務省令第41号)は、平成14年3月30日に公布され、それぞれ下記第八に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その施行に遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方自治法の一部改正に関する事項

一 直接請求に関する事項

1 議会は、条例の制定又は改廃の直接請求により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、当該請求の代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととした。(地方自治法第74条第4項関係)

(1) 議会は、地方自治法第74条第4項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例制定又は改廃請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならないこととした。(地方自治法施行令第98条の2第1項関係)

(2) 議会は、条例制定又は改廃請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めることとした。(地方自治法施行令第98条の2第2項関係)

(3) 議会は、(2)により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めたときは、(1)の通知に併せて、その旨を通知しなければならないこととした。(地方自治法施行令第98条の2第3項関係)

2 選挙権を有する者の総数が40万を超える普通地方公共団体につき、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とした。なお、これに伴い、地方自治法施行令の関係規定の整備を行った。(地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方自治法施行令第100条、第116条及び第121条等関係)

二 議会に関する事項

1 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとした。(地方自治法第100条第12項関係)

2 議会において行う選挙について、点字投票を行うことができることとした。(地方自治法第118

条第1項関係)

三～八 (略)

第二 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項

一 合併協議会設置の請求等に関する事項

1 (略)

2 合併協議会設置の請求により合併協議会設置協議について付議された合併請求市町村又は同一請求関係市町村の議会は、付議された事件の審議を行うに当たっては、当該請求を行った代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律第4条第6項及び第4条の2第7項関係)

(1) 議会は、請求代表者又は同一請求代表者(以下「請求代表者等」という。)に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第9条第1項関係)

(2) 議会は、請求代表者等が複数であるときは、これらの者のうち意見を述べる機会を与える請求代表者等の数を定めるものとする事とした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第9条第2項関係)

(3) 議会は、(2)により意見を述べる機会を与える請求代表者等の数を定めたときは、(1)の通知に併せて、その旨を通知しなければならないこととした。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第9条第3項関係)

3～15 (略)

二～五 (略)

第三～第七 (略)

第八 施行期日

地方自治法等の一部を改正する法律及び関係政省令は、次に掲げる日から施行することとした。(改正法附則第1条、地方自治法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令関係)

一 地方自治法別表の改正関係及び経過措置の政令への委任関係

改正法の公布の日(平成14年3月30日)

二 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正関係 平成14年3月31日

三 議会に関する事項関係及び中核市に関する事項関係 平成14年4月1日

四 地方自治法の一部改正関係(一及び三を除く。) 平成14年9月1日

五 第四から第七までの関係 平成15年1月1日

第九 (略)